

中津川市空き家再生リフォーム事業補助金交付要綱

(平成29年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家活用の意識を高め、優良な空き家及び空き店舗の有効な活用を促進し、もって市内の空き家の増加を抑制するため、空き家再生リフォーム工事を行う者に対し当該工事に要する費用の一部を補助する中津川市空き家再生リフォーム事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、中津川市補助金交付規則(昭和36年中津川市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 中津川市内(以下「市内」という。)に個人が居住を目的として所有し、現に居住していない建物(近く居住しなくなる予定のものを含む。)及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等の営利を目的とする建物及びその敷地を除く。
- (2) 空き店舗併用住宅 市内に個人が居住及び事業を目的として所有し、現に自己の居住の用に供し、かつ、事業用部分で事業を行っていない建物(近く事業を行わなくなる予定のものを含む。)及びその敷地をいう。
- (3) リフォーム工事 建物の機能又は性能を維持又は向上させるため、修繕、補修、模様替え、取替え等を行うことをいう。

(補助対象となる空き家等)

第3条 補助金の対象となる空き家又は空き店舗併用住宅(以下「対象住宅等」という。)は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 集合住宅(一棟の建物の中に壁や床によって区切られ、複数の住居、店舗等がある形式のものをいう。)でないこと。
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項に規定する特定空家等でないこと。
- (3) 不動産業者等が業として賃貸又は売買を行うために所有するものでないこと。
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (5) リフォーム工事後の店舗併用住宅の店舗部分は、中津川市元気都市づくり支援事業費補助金(平成11年4月1日決裁)別表の空き店舗活用支援事業(以下「空き店舗活用支援事業」という。)の補助対象事業に掲げる事業と同一の事業に供するものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家を住宅として賃貸するために必要なリフォーム工事を行う所有者
- (2) 空き家を自己の居住のために賃借し、所有者の承諾を得て必要なリフォーム工事を行う借受者
- (3) 空き店舗併用住宅の住宅部分は居住の用に供し、かつ、店舗部分を賃貸するために、居住部分と店舗部分を分離するために必要なリフォーム工事を行う所有者

(交付の条件)

第5条 前条の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象住宅等を3年間以上賃貸又は賃借できる者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業者とリフォーム工事の契約を締結

する者

イ 自らリフォーム工事を行い、リフォーム工事のための材料の調達及び機材のリースをする者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(5) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことのない者

(補助金の額)

第6条 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、補助金の額は、リフォーム工事に要する費用の2分の1の額とする。ただし、対象住宅等が市の他の補助金を受けるとき（空き店舗併用住宅の店舗部分が空き店舗活用支援事業の補助金を受けるときを除く。）は、これを当該費用から除いた額の2分の1の額とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、当該補助金の額が40万円を超えるときは、40万円を限度とする。

(対象住宅等の認定申請)

第7条 補助対象者は、当該補助金の交付を受けようとするときは、中津川市空き家再生リフォーム事業補助金対象住宅認定申請書（様式第1号）に次の表に掲げる提出書類を添えて市長に認定申請し、補助対象となる旨の認定を受けなければならない。

補助対象者	認定申請の時期	提出書類
空き家又は空き店舗併用住宅の所有者	当該空き家のリフォーム工事の契約を行う前（交付対象者自らリフォーム工事を行う場合は、リフォーム工事のための材料の調達及び機材のリースをする前）	1. 対象住宅等の所有権の分かる書類 2. 対象住宅等の改修予定部分を明記した平面図及び写真 3. その他市長が必要と認める書類
空き家の借受者	当該空き家の賃貸借契約を締結し、かつ、リフォーム工事の契約を行う前（交付対象者自らリフォーム工事を行う場合は、リフォーム工事のための材料の調達及び機材のリースをする前）	1. 対象住宅等の所有権の分かる書類 2. 対象住宅等の賃貸借契約書の写し 3. 対象住宅等の当該リフォーム工事に係る所有者の承諾書（賃貸借契約書に当該リフォーム工事を承諾する旨が記載されていないとき。） 4. 対象住宅等の改修予定部分を明記した平面図及び写真 5. その他市長が必要と認める書類

(認定の通知)

第8条 市長は、前条の認定申請があったときは、その内容を審査し、対象住宅等であると認定したときは、速やかに中津川市空き家再生リフォーム事業補助金対象住宅認定通知書（様式第2号）により、認定を申請した者に通知するものとする。

(対象住宅等の取下げ)

第9条 前条の通知を受けた者（以下「補助認定者」という。）が、前条の認定の通知があった日以降において、対象住宅等の認定を取り下げるときは、中津川市空き家再生リフォーム事業補助金対象住宅認定取下げ届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、補助認定者が偽りその他不正な手段により認定を受けたときは、第8条の認定を取り消すことができる。

(交付申請及び実績報告)

第11条 補助認定者は、対象住宅等のリフォーム工事が完了した後（対象住宅等の所有者が補助認定者の場合は、対象住宅等のリフォーム工事が完了し、かつ、当該対象住宅等の賃貸借契約を締結した後）、速やかに中津川市空き家再生リフォーム事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）に次の表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

補助認定者	提出書類
空き家又は空き店舗併用住宅の所有者	1. 対象住宅等の賃貸借契約書の写し 2. リフォーム工事に係る工事契約書の写し又は請求書の写し（工事内容が分かるもの） 3. リフォーム工事代金の領収書の写し 4. リフォーム工事に係る材料代、器具等のリース代の請求書及び領収書（補助認定者が自らリフォーム工事を行った場合に限る。） 5. 写真（リフォーム工事前及び工事後の状況が確認出来るもの） 6. 補助認定者の完納証明書その他市税の未納がないことが分かる書類 7. 空き家に居住している者の住民票（空き店舗併用住宅の所有者が申請する場合を除く。） 8. その他市長が必要と認める書類
空き家の借受者	1. リフォーム工事に係る工事契約書の写し又は請求書の写し（工事内容が分かるもの） 2. リフォーム工事代金の領収書の写し 3. リフォーム工事に係る材料代、器具等のリース代の請求書及び領収書（補助認定者が自らリフォーム工事を行った場合に限る。） 4. 写真（リフォーム工事前及び工事後の状況が確認出来るもの） 5. 補助認定者の完納証明書その他市税の未納がないことが分かる書類 6. 空き家に居住している者の住民票 7. その他市長が必要と認める書類

2 空き家の借受者が補助認定者であるときは、前項の規定にかかわらず、認定通知を受けた日から起算して6月以内に中津川市空き家再生リフォーム事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し中津川市空き家再生リフォーム事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、中津川市空き家再生リフォーム事業補助金請求書（様式第6号）により速やかに市長に対し、補助金の請求を行うものとする。

3 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し)

第13条 市長は、補助認定者が偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたことが分かったときは、これを取り消し、補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

(空き家活用に係る協力依頼)

第14条 市長は、補助認定者に対し、補助金の交付の対象となった空き家の改修についてのアンケートその他の事業の円滑な実施に係る調査協力等を依頼できるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

中津川市長 様

認定申請者 所有者 ・ 借受者
住 所
氏 名 ⑩
連絡先 (電話)

中津川市空き家再生リフォーム事業補助金対象住宅認定申請書

中津川市空き家再生リフォーム事業補助金の交付の対象住宅となる旨の認定を受けたいので、中津川市空き家再生リフォーム事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、認定申請を受けようとする空き家又は空き店舗併用住宅は、集合住宅及び特定空家ではありません。

対象住宅等の所在地	中津川市
対象住宅等の所有者	住所 氏名
対象住宅等の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての専用住宅 <input type="checkbox"/> 空き店舗併用住宅

《添付書類》

- 1 対象住宅等の所有権が分かる書類 (登記事項証明等)
- 2 対象住宅等の改修予定部分を明記した平面図及び写真
- 3 対象住宅等の賃貸借契約書の写し (認定申請者が借受者のとき。)
- 4 当該リフォーム工事に係る所有者の承諾書 (認定申請者が借受者で、賃貸借契約書に当該リフォーム工事を承諾する旨が記載されていないとき。)
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

中津川市長 様

認定申請者 住 所
氏 名
連絡先 (電話)

㊟

中津川市空き家再生リフォーム事業補助金対象住宅取下げ届

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた、当該対象住宅等について、下記の理由により取下げをしたいので、中津川市空き家再生リフォーム事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

【取下げの理由】

中津川市長 様

補助認定者

住 所

氏 名

連絡先 (電話)

㊟

中津川市空き家再生リフォーム事業補助金交付申請書兼実績報告書

中津川市空き家再生リフォーム事業に係る対象住宅等のリフォーム工事が完了しましたので、補助金の交付を受けたく、中津川市空き家再生リフォーム事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助認定者区分		所有者	借受者 (所有者の同意: <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し)
賃貸借契約に関する事 こと	対象住宅等の所在地	中津川市	番地
	対象住宅等の所有者	住所 氏名	
	対象住宅等の借受者	住所 氏名	
リフォーム工事に関する事 こと	対象となる事業区分	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅とするためのリフォーム工事 <input type="checkbox"/> 空き店舗併用住宅の自己の居住のためのリフォーム工事 <input type="checkbox"/> 事業者に依頼したリフォーム工事費用 <input type="checkbox"/> 自ら行ったリフォーム工事の材料、機器等のリース代等 上記に係る事業者 (自ら行ったリフォーム工事のときは購入店、リース先等)	
		対象となる事業に要する費用	円 (税抜き)・・・①
補助金額		円 (①の1/2の額、上限40万円) ※千円未満切り捨て	

(裏面有り)

《添付書類》

- (1) 対象住宅等の賃貸借契約書の写し（所有者が申請するとき。）
- (2) リフォーム工事に係る工事契約書の写し又は請求書の写し（工事内容が分かるもの）
- (3) リフォーム工事代金の領収書の写し
- (4) リフォーム工事に係る材料代、器具等のリース代の請求書及び領収書（補助認定者がリフォーム工事を自ら行ったときに限る。）
- (5) 写真（リフォーム工事の工事前及び工事後の状況が確認出来るもの）
- (6) 補助認定者の完納証明書その他市税の未納がないことが分かる書類
- (7) 空き家に居住している者の住民票（空き店舗併用住宅の所有者が申請する場合を除く。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

中津川市長 様

請求者 住 所
氏 名
連絡先 (電話)

㊟

中津川市空き家再生リフォーム事業補助金請求書

請求金額 _____ 円

年 月 日付け 第 号による交付決定の中津川市空き家再生リフォーム事業補助金として上記の金額を請求します。

取扱金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
フリガナ	
口座名義人	
種 別	1 普通 2 当座 3 その他 ()
口座番号	

※請求者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。